いじめ問題について学校の取り組みの徹底について

I. いじめ問題に関する基本認識

いじめは決して許されないことであり、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものと認識し、全ての教職員が自らの問題として受け止め、徹底して防止対策や早期発見・早期解消に向けて取り組む重要な課題である。

- (1)いじめを報告するのが悪い学校ではない。いじめを発見し解消するのが良い学校という認識を持つ。
- (2) いじめは、「人間として絶対許されない」人権問題だという強い認識を持つ。
- (3) いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行うとともに、いじめを傍観することはいじめと同様に許されないことであるという認識を持つ。
- (4) いじめ問題は、教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- (5) いじめは家庭教育のあり方と大きな関わりを有しているので、家庭との連携を十分行う。
- (6) 家庭・学校・地域など学校教育に携わるすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、いじめの兆候 をいち早く把握して、一体となって真剣に取り組む。

Ⅱ. いじめ防止の対応

1 いじめを許さない学校づくりについて

- (1)「発生してから対応する(事後対応)」ではなく「問題が発生しにくい学校風土を作る(未然防止)」 という考えで行動する。全ての児童を対象に、健全な社会性を育み、当たり前のことを当たり前に行っていくこと、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことを学校教育の基本として取り組む。
- (2) いじめを受けた子どもを徹底して守ることを第1とするが、いじめをさせないために、児童一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度に気を配る。 また、担任と児童の良好な関係を築き、児童が担任に相談しやすい状況を作る。
- (3) 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、 生きることの素晴らしさや喜びについて心から価値意識を感ずるような教育活動を行う。
- (4) いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いている ことも少なくないことを認識し、そのときの指導により解消したと即断することなく、継続して十分 な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 いじめの未然防止と早期発見について

(1) 教員と児童との日常の交流を通した発見

休み時間や昼休み,放課後に子どもと触れ合う中で, 言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合は, 声をかけ様子を伺う。

(2)複数の教員の目による発見

多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより発見の機会を多くする。

(3)アンケート調査の実施

いじめも含めた「友だちアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。

(4)教育相談を通した実態把握

定期的な面談や子どもが希望するときに相談にのれる体制を整えておく。

(5) 学級内の人間関係を客観的に把握

担任の思い込みを避けるために、Q-U等の調査を活用しながら、教師間の情報交換を行う。

(6) いじめを訴えることの意義の周知

いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派なことであることを日頃から指導する。

Ⅲ. いじめの理解

1. 「いじめ」とは何か

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは

「当該児童が,一定の人間関係のある者から,心理的・物理的な攻撃を受けたことにより,精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお, 起こった場所は学校内外を問わない。

(文部科学省平成25年6月)

- (注 1)「いじめられた児童生徒の立場に立って」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視する ということである。
- (注 2)「一定の人間関係のある者」とは、同じ学校・学級や部活動の者、該当児童生徒が関わっている 仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。
- (注3)「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。
- (注4)「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを 意味する。

(注5) けんか等を除く

2. いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけで捉えることはできない。 下の図のように、観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。ま た、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、逆転する場合もある。傍観者が仲裁者と なれるような指導をする。



3 いじめの様態

手段によるいじめ

- ① 冷やかし・からかい
- ② 仲間はずれ
- ③ 集団による無視
- ④ 遊ぶふりをして叩く・蹴る
- ⑤ 持ち物隠す・壊す・捨てる
- ⑥ 危険なことをする・させる
- ⑦ たかり
- ⑧ ネットによる誹謗中傷
- ⑨ その他

動機によるいじめ

- ①怒りや憎しみからのいじめ
- ②うっ憤晴らしからのいじめ
- ③性格的な偏りからのいじめ
- ④関心を引くためのいじめ
- ⑤隠された楽しみのためのいじめ
- ⑥仲間に引き入れるためのいじめ
- ⑦違和感からのいじめ
- ⑧その他

構成によるいじめ Ⅰ単独 Ⅱ数名 Ⅲ大勢

IV. いじめの早期発見の手立て

1. 教員と子どもの日常の交流を通しての発見

- ・時間を確保し、できるだけ児童と一緒に学校生活をする。
- ・日記やノートを通して児童の様子を理解する。
- ・言動や服装等に注意をはらい、気になる児童には声をかける。

2. 複数の教員の目による発見

- ・多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわり、発見の機会を多くする。
- ・休み時間や昼休み,放課後に日常的に情報交換をする。
- ・養護教諭、学校・スクールカウンセラー等からも情報を収集する。

3. アンケートの調査と分析

- •「学級集団分析尺度Q-U」や「友だちアンケート」等の調査を計画的に実施する。
- ・アンケートの集計や分析には,担任を中心に複数の教員で当たり,分析にはスクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

4. 教育相談を通した実態把握

- ・スクールカウンセラー(県)と学校カウンセラー(市)の来校日と相談場所を知らせ、相談できる体制を整える。
- ・子どもも保護者も気軽に相談できる担当者を置き、面談方法や日時を相談できるような体制を整えておく。

いじめ発見のチェックポイント

◆登校加	から朝の会
	朝早く登校したり,遅く登校したりする。
	いつも一人で登校したり,友だちと登校したりしても表情が暗い。
	自分からあいさつをしようとせず,友だちからのあいさつや言葉もない。
	元気がなく, 表情がさえない。
	理由のはっきりしない遅刻・早退があり欠席も目立つ。
◆授業□	Þ.
	授業が始まってから,遅れて教室に入ってくる。
	体調不良を訴え,たびたび保健室やトイレに行く。
	以前に比べて,声が小さくなり,ぼんやりしていることが多くなった。
	うつむき加減で発言しなくなった。
	学習意欲がなくなり,成績が急に下がり始めた。
	配布してプリントなどが届いていない。
	グループ活動の際,一人だけ外れている。
	ふざけた雰囲気の中で,係りや委員等に選ばれる。
	教科書・ノート等が紛失したり, 落書きされたりする。
	その子を誉めると,クラスの子どもたちがあざけたり,しらけたりする。
	何人かの視線がその子に集中するとか,目配せなどのやり取りがある。
	発言するとやじられたり,笑われたり,冷やかしの声が上がったりする。
	その子の作品が傷つけられたり,放り投げられたりされている。
	その子が指名されると, ニヤニヤする者がいる。
	その子の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。
◆休み	寺間中
	教室や図書室等に一人でいることが多い。
	保健室に行く回数が多くなり,教室に戻りたがらない。
	友だちと過ごしているが,表情は暗く,オドオドした様子がみられる。
	遊びの中で,笑いものにされたり,からかわれたり,命令されたりしている。
	遊びの中で,いつも嫌な役をさせられている。
	その子のそばを避けて通るなどの嫌がらせがみられる。

◆その他

靴や傘寺が紛失するとか、下校時にいつも反にらの何物を持たされる。
給食時,机が微妙に離され,一人で食べている。
清掃時,みんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。
清掃時,その子の机や椅子が運ばれなかったり,放置されたりする。
集団行動や学校行事に参加することを渋る。
理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ,隠そうとする。
ノートや日記等に不安や悩みを感じる表現や投げやりな記述がみられる。

V. いじめの早期対応

1. いじめられている子には

いじめられている子への対応は、どんな場合でも、いじめられている子の立場に立って対応することであり、まず何より本人の訴えを、本気になって傾聴してあげることである。

基本的な姿勢	いじめられている子どもの味方となり、徹底して守り通すことを約束する。子どもの表面的な変化から解消したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	・時間や場所を確保し、じっくり聴く体制を整え、安心感を与える。・担任を中心に、子どもが話しやすい教員が対応する。・いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞く。
支 援	 ・学校は、いじめをしている子どもを絶対許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・自己肯定感を喪失させないように、子どものよさや優れているところを認め励ます。 ・いじめをしている子との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ・学校は、安易に解消したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教員の連絡先、または相談機関の連絡先を教えておく。 (注)「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。
経過観察	・連絡帳や日記,定期的な面談等を通して,不安や解消に努める。 ・自己肯定感を回復できるように,授業や学級活動等での活躍の場や友だちとの人間関 係づくりを支援する。

2. いじめている子には

その場の指導に終わることなく,いじめが完全になくなるまで,注意深く継続して徹底的に指導していく 必要がある。

基本的な姿勢	・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。・心理的な孤立感や疎外感を与えないよう、教育的配慮のもとに指導する。
事実の確認	・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
指導	 いじめが人権侵害であることに気づかせ、いじめられた子の痛みが機械で切るまで根気強く継続して指導する。 自分がいじめを行ったことの自覚を持たせ、責任転嫁を許さない。 いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。
経過観察	・連絡帳や日記,面談等を通して,教師との交流を続けながら変化や成長を確認する。・授業や学級会活動を通して,エネルギーをプラスの行動に向かわせ,よさを認めていく。

3. はやし立てる子や見てみぬふりをしている子には

周囲ではやし立てていた者や見て見ぬふりをしていた者も問題の関係者である事実を受け止めさせることが必要である。

基本的な姿勢	・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が子どもとともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などということではなく、辛い立場の人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている子どもを徹底して守り通すということを教員が言葉と態度で示す。
指導	・いじめられていた子は、周囲にいた子どもの態度をどのように感じていてかを考えさせる。・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
経過観察	・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。・いじめが解消したと思われる場合でも,注意を怠らず、指導を継続する。

4. いじめられている子の保護者には

教師と保護者のいじめに対する,基本的認識のズレが問題を複雑にする。

- ・いじめの事実を正確に伝える。
- ・学校はいじめられている子を守るという姿勢を示す。

・信頼関係を構築する。→**不用意な発言をしない**

対 応

- ※ 『いじめは重大な人権侵害である』との認識に欠ける発言
- ※ 児童の理解不足,感性の乏しさを問われる発言
- ※ 『被害者保護優先』を無視した発言・自己防衛的な発言
- ※ 被害者の『痛み』に共感を示さない発言・具体性のない発言

5. いじめている子の保護者には

いじめの事実を正確に伝え、具体的な対処法や今後の生活について指導・助言し、保護者の協力を得る。

対

応

事実だけをきちんと伝える。

- ・保護者の心情を理解する(怒り,情けなさ,自責の念,今後への不安等)
- ・具体的な助言を与え,子どもの立ち直りを目指して協力してもらう。

6. 学級では

教師は、「いじめを許さない」という毅然とした姿勢を、学級に示す。

- ・具体的事実に基づいて話し合う(当事者の了解・配慮)。
- ・いじめられた子どもに共感させ、いじめた子どもも学級集団に情緒的に取り込むようにする。
- 対 ・ 傍観等の意味を考えさせ、 人権意識の芽を育てる。
- 応 ・「いじめ・いじめられ」行為がなくなるだけでなく、傍観したり無関心であったりする意識を転換し、 友情を基盤とする学級をつくる。
 - ・意図的・継続的に学級に働きかけ、確実に指導していく。

7. 関係機関との連携

いじめを発見したら、教師―人で抱えることなく、校内での報告・連絡・相談はもちろん各関係機関との 連携を図る。

対

応

- ・いじめ防止対策委員会を中心に、市教育委員会の指導のもと、関係機関等と緊密な連携を図る。
 - ・学校、家庭、関係機関との連携を日頃から図っておき、いじめ問題への対応及び緊急体制について全教職員で確認しておく。

VI. 校内の指導体制

【学級担任】

- ◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。
- ◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。
- ◇ 話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。
- ◇ 一人で抱え込むことなく、すぐに相談するなど、教職員間で情報を共有する。
- ◇ 小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。
- ◇ いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場を設定して対応する。
- ◇ 子ども同士がふれあい,互いの理解を深める場や活動を設定する。

【学年主任】

- ◇ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。
- ◇ 学年会で定期的に児童の状況把握に努める。
- ◇ 学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、いじめなどの問題の早期発見に努める。
- ◇ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。

【専科】

- ◇ 特別教室への移動中や学習中等にいじめの信号をキャッチする。
- ◇ いじめをキャッチしたら、担任と情報・意見を交換し、積極的に支援・協力する。

【児童支援・教育相談担当】

- ◇ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識を持つ。
- ◇ 学級担任を精神的に支える。(共に考える。次の具体的な指導のヒントを与える。)
- ◇ 家庭と同じ土俵に立つ。(共感的に受け止める。解消への努力を示す。)
- ◇ 学校全体を巻き込む。(相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識を持つ。)
- ◇ いじめを学級や学年だけの問題にしない。
- ◇ 学年会,児童支援委員会や職員会議などの場で,その解消策,支援策について意見を出し合い,校内の指導体制を確立する。
- ◇ 必要に応じて,担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。
- ◇ 警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、専門機関、学校医等との相談体制を整えておく。

【養護教諭】

- ◇ 把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。
- ◇ 保健室に駆け込んでくるいじめられた子どもたちには、子どもの心の流れに添った柔軟な考えや構えをもって接する。
- ◇ 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。
- ◇ 信頼・安心できる保健室の雰囲気作りに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。

【教頭】

- ◇ 「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校 挙げての協力体制の確立に努める。
- ◇ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え,教職員間の共通理解を図る。
- ◇ 児童の心に触れるカウンセリングマインドを身に付けるために全教職員による研修を実施する。
- ◇ 全教育活動の中で児童を理解するために、教職員相互の情報交換を大切にする。

【校 長】

◇ 校内いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教 職員共通理解のもとに、学校全体として、いじめ解消を図る。

VII. いじめ防止対策委員会の設置

1. 組織対応の基本的な考え方

いじめ問題は,担任や一部の教員だけで問題を抱え込むことなく,学校として組織的に対応することが原則である。

2. いじめ防止対策委員会の設置

いじめ防止対策委員会			校内研修
委員	(校内いじめ防止対策委員会) 校長,教頭,主幹教諭,生徒指導主任,養護教諭, 特別支援コーディネーター(児童支援担当), 該当学年主任・担任 スクールカウンセラー, PTA会長,社会福祉協議会会長		・授業改善 ・教育相談研修 ・いじめに関する研修 道徳・特別活動部会
運営	定期的に行う, いじめに特化した会議		・いじめの未然防止に向けた授業
内容	・いじめ対策の全体計画・検討・実施・点検 ・事実確認をもとに、事実を確定する。 ・対応方法を検討する。 ・今後の指導方針を検討し、進め方の共通認識を持つ。		いじめの実態把握 ・個人面談 ・児童向けのアンケート



関係機関

・高知市教育委員会・高知県児童相談所・子ども家庭支援センター・警察・学校医・医療機関等

Ⅷ. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合,その調査の在り方については,以下の事項に留意のうえ,「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月文部科学省)を参考として,適切に対処しなければならない。

1. 重大事態の意味

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席をしているような場合には上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2. 重大事態の報告

学校は,重大事態が発生した場合,教育委員会を通じて市長へ,事態発生について報告する。

3. 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査 を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査は、学校が主体となって行う場合と、教育委員会の附属機関が主体となって行う場合が考えられるが、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に、必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会の附属機関が調査を実施する。

4. 調査を行うための組織および調査

学校又は教育委員会は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに組織を設ける。学校が調査の主体となる場合、学校に必置の学校いじめ対策組織を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加える。

調査の際,事実関係を明確にするための調査を実施しなければならない。「事実関係を明確にする」とは,重大事態に至る要因となったいじめ行為が,いつ(いつ頃から),誰から行われ,どのような態様であったか,いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか,学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を,可能な限り網羅的に明確にすることである。この際,因果関係の特定を急ぐのではなく,客観的な事実関係を速やかに調査する。

加えて、周囲の児童生徒の心理的動揺や不安感等に対し、必要な心理的ケア等の配慮をしなければならない。この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

教育委員会及び学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合い、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む ものとする。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに,在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。
 - いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
 - 調査による事実関係の確認とともに、いじめを行った児童生徒への指導を行い、いじめ行為を 止める。
 - 「いかなる理由があろうとも、いじめは人間として許されない行為である」ことをいじめに関わった児童生徒に指導し、必要な措置を講ずる。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、児童生徒本人の状況に合わせた継続 的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援を行う。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
 - ・ 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては,在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

5. 調査結果の提供及び報告

学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する 責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や その保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う必 要がある。

これらの情報の提供に当たっては、教育委員会又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその 保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また,学校が調査を行う場合,教育委員会から,情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な 指導及び支援を受ける。

調査結果については、教育委員会並びに市長に報告する。

IX. いじめの解消

1. いじめの解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において,被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかを面談等により確認する。

2. いじめの解消後の対処

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得る事を踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害(PTSD)等のいじめによる後遺症へのケアを行う